

労働者側ハ罷業ヲ避ケ飽過懲戒主義ヲ以テ進ミ平日通就業ス
八、会社側

会社側ハ交渉ヲ決裂シ罷業ニ入ル之目下不況ニシ寧ロ休業ヲ
利益トスル狀態ナルヲ以テ比較的緩和²出テタリ

一、交渉状況

(1) 四月十九日本ノ下樓上ニ於テ事務主側本下福雄、組合大隈
惣夫外二名、船夫代表石瀬室吉外三名会見交渉セシム繫船
夏敷問題ニ觸レ不解雇手書類ニツキ折衝ニシカ一方ハ百
五十四一方ハ四十三円シ主張シテ繩ラカシテ一応折切リ
(2) 四月二十日再ヒ会見一方ハ百三十円一方ハ六十円ニ各旗歩
シタルニ双方共夫シ以上、旗歩ヲ不可能トナセリ且ツ委
理人負エ就テ会社側ハ名組合側五名シ固持シテ旗歩ス不
續²終ル

(3) 四月二十三日同様、会見シ行ヒテカ労働者側ハ平當シ百

四乙旗歩ニ各船夫、積立金三分ノ一宛、船夫及臺端六員ヲ
承認セシム力会社側ハ平當ハ六十円トシ積立金ハ船夫ヘメ
惟須、又ノニ取ス且ツ繩船ヘ七隻ト主張レ

(4) 四月廿四日前記、續觸レ更ニ組合代表関家博ヲ加ヘテ会
見シ労働者側ハ前交渉ノ積立金、船夫ヲ微回シ解雇手書ハ
仕込金、二ヶ月分即テ百七十四五十支ト錢別トシテ解雇者一
名ニツキ十四宛、支給シ要求、会社側ハシレシ諒トシ總テ
ラ金三八十五円ト主張シテ妥報ナラス

(5) 四月二十六日同様、續觸レニテ最後の交渉ニ入り決裂ヲ予
想ヒテシタルカ遂ニ別記条件ノ下ニ同場解決ス

右文中ノ通一報也